平成２９年（フ）第８５０号
仙台市太白区上野山２丁目17番13号　グロワール105、従前の住所札幌市白石区北郷四条４丁目17番８号　ケーユーハイツ102号
債務者　津川　有佳
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８７３号
宮城県塩竈市向ケ丘４番28号　スターヒルズ・アサノＡ101号、従前の住所　宮城県塩竈市権現堂18番30号　和光ハイツ２－Ｃ号
債務者　高山めぐみ
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４３号
秋田県大仙市清水字瀬川70番地２
債務者　戸嶋　　貢
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで　秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第２３４号
金沢市円光寺３丁目15番35号
債務者　知幸利志子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９１号
長野市三輪３丁目16番12号　ロワイアル本郷106
債務者　田中　良枝
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９４号
長野市大字稲葉2471番地１　ビラＴ12　101号
債務者　金井　好広
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３３２号
大津市本堅田５丁目７番40号　コーポ堅田107号、前住所大津市本堅田５丁目７番40号　コーポ堅田307号
債務者　丸山　果歩
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３４６号
滋賀県野洲市八夫2077　湖南病院、住民票上の住所滋賀県野洲市冨波乙673番地25
債務者　村上　靖幸
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５０号
大津市下阪本３丁目24番10号、前住所京都市伏見区深草大亀谷東安信町86番地　フレマリール八科201号
債務者　長友　春樹
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５３号
大津市茶が崎６番２－704号
債務者　新垣美恵子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６２号
大津市一里山３丁目１番９号　シャトー山ノ上Ⅱ103、前住所奈良県橿原市中曽司町97番地の２　プレミール十三塚201
債務者　谷　　幸代
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６５号
滋賀県栗東市大橋１丁目７番50－５号
債務者　加藤　和宏
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６７号
滋賀県野洲市三上1902番地21、前住所滋賀県高島市今津町松陽台２丁目14番地６
債務者　豊田　弘法
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４４９号
兵庫県赤穂郡上郡町高田台４丁目10番５
債務者　山本　宏幸
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１９１号
佐賀県小城市小城町611番地12
債務者　山岡　智夏
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５５号
佐賀県鳥栖市萱方町245番地３　シャーメゾンスリーゼＡ棟201
債務者　和田　崇嗣
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７４号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4400番地８
債務者　前田　尚子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係